

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市矢本字二反走141番ほか98筆
	2 開発区域の面積	60,470.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市矢本字上河戸65-1 高橋土建 株式会社
	5 工事着手予定年月日	平成24年12月10日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	株式会社 国際開発コンサルタンツ 仙台支店 内藤達也
住 所	宮城県仙台市青葉区一番町1-5-25
TEL	022-225-6201
FAX	022-261-4630

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市矢本字二反走

123 番(一部)	124 番	125 番	126 番	127 番
128 番	129 番	130 番	131 番	132 番
133 番	134 番	135 番	136 番	137 番
138 番	139 番	140 番	141 番	142 番 1
142 番 2	143 番 1	143 番 2	144 番 1	144 番 2
145 番 1	145 番 2	146 番 1	146 番 2	147 番 1
147 番 2	148 番 1	148 番 2	149 番 1	149 番 2
150 番	151 番 1	151 番 2	152 番	153 番 1
153 番 2	154 番	155 番 1	155 番 2	156 番
157 番 1	157 番 2	158 番	159 番 1	159 番 2
160 番 1	160 番 2	160 番 3	160 番 4	160 番 5
160 番 6	161 番 1	161 番 2	162 番 1	162 番 2
163 番 1	163 番 2	164 番 1	164 番 2	164 番 3
164 番 4	165 番 1	165 番 2	165 番 3	166 番 1(一部)
166 番 2(一部)	214 番 1(一部)	214 番 2	215 番 1	215 番 2
216 番	217 番	218 番	219 番	220 番
221 番	222 番	223 番	224 番	225 番 1
225 番 2	226 番	251 番	252 番	253 番
254 番	255 番	256 番	257 番	258 番
259 番 1	259 番 2	260 番 1(一部)	260 番 2	

計 99 筆

[無地番道路]

東松島市矢本字二反走

123地先から166-2に隣接、214-2から260-2に隣接、142-2地先から166-2に隣接、239から214-1に隣接、142-1から142-2に隣接、142-1地先から239地先

[無地番水路]

東松島市矢本字二反走

124から165-3に隣接、123に隣接、166-1に隣接、214-2から214-1に隣接、141から124に隣接、239地先から214-1地先、226から215-2に隣接、142-1地先から239地先、142-1地先から142-2地先

## 別紙

### 予定建築物等の用途

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式（ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る）のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が50㎡以下のもの
  - (ア) 事務所。（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く）
  - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
  - (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (オ) 自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
  - (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
  - (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
  - (ク) 診療所（医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの）
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋（公営住宅）
7. ゴミ集積所

様式第5号（第4条関係）

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調節し二間堀排水路に放流する。 土質は、表層部は砂質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りと調整池部の掘削を行う。盛土は切土の土を一部流用し、不足土については購入土で対応する。							
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	⓪ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域		用途地域等		無指定			
	宅地造成工事規制区域	内 ⓧ 外		その他					
工区分	工 区	第 1 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
	面積	60,470.76 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m <sup>2</sup>	54,748.37 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	5,722.39 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>	
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	%	100.00 %		
	所有者別	所有者別	自己所有	買取予定	他人所有	その他	計		
		面積	m <sup>2</sup>	54,748.37 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	5,722.39 m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>		
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	%	100.0 %		
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	面積	35,373.88 m <sup>2</sup>	27.20 m <sup>2</sup>	1,152.85 m <sup>2</sup>	13,308.65 m <sup>2</sup>	1,815.68 m <sup>2</sup>	8,792.50 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>
割合	58.50 %	0.04 %	1.91 %	22.00 %	3.00 %	14.55 %	%	100.0 %	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	住宅 127	344.32 m <sup>2</sup>		168.93 m <sup>2</sup>		278.53 m <sup>2</sup>			
	集会所 1	1,152.85		1,152.85		1,152.85			
上水道施設	① 公 営 水 道 ② 簡 易 水 道 ③ 専 用 水 道 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ ハ 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
				127 戸	0 戸	127 戸			
	計画人口	390 人		人口密度	64 人/ha				

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7	381.0	3,022.94	東松島市	東松島市	申請者
道路	6-1～ 6-9	6	1,601.9	10,285.71	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	1,244.0		東松島市		申請者
		VU φ 200	280.7				
水路	1～6	1.5～3.00	858.8	1,810.49	河南矢本 土地改良区 石巻地方広域 水道企業団	東松島市	申請者
上水道		DIP φ 100	1,146.6				申請者
		DIP φ 75	431.1				
消火栓		3基			東松島市		申請者
防火水槽		1基 V=40m <sup>3</sup>			東松島市		申請者
公園				1,815.68	東松島市	東松島市	申請者
緑地				282.30	東松島市	東松島市	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会所	1,152.85m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
調整池	6,699.71m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
ゴミ集積所	27.20m <sup>2</sup>	東松島市	3 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

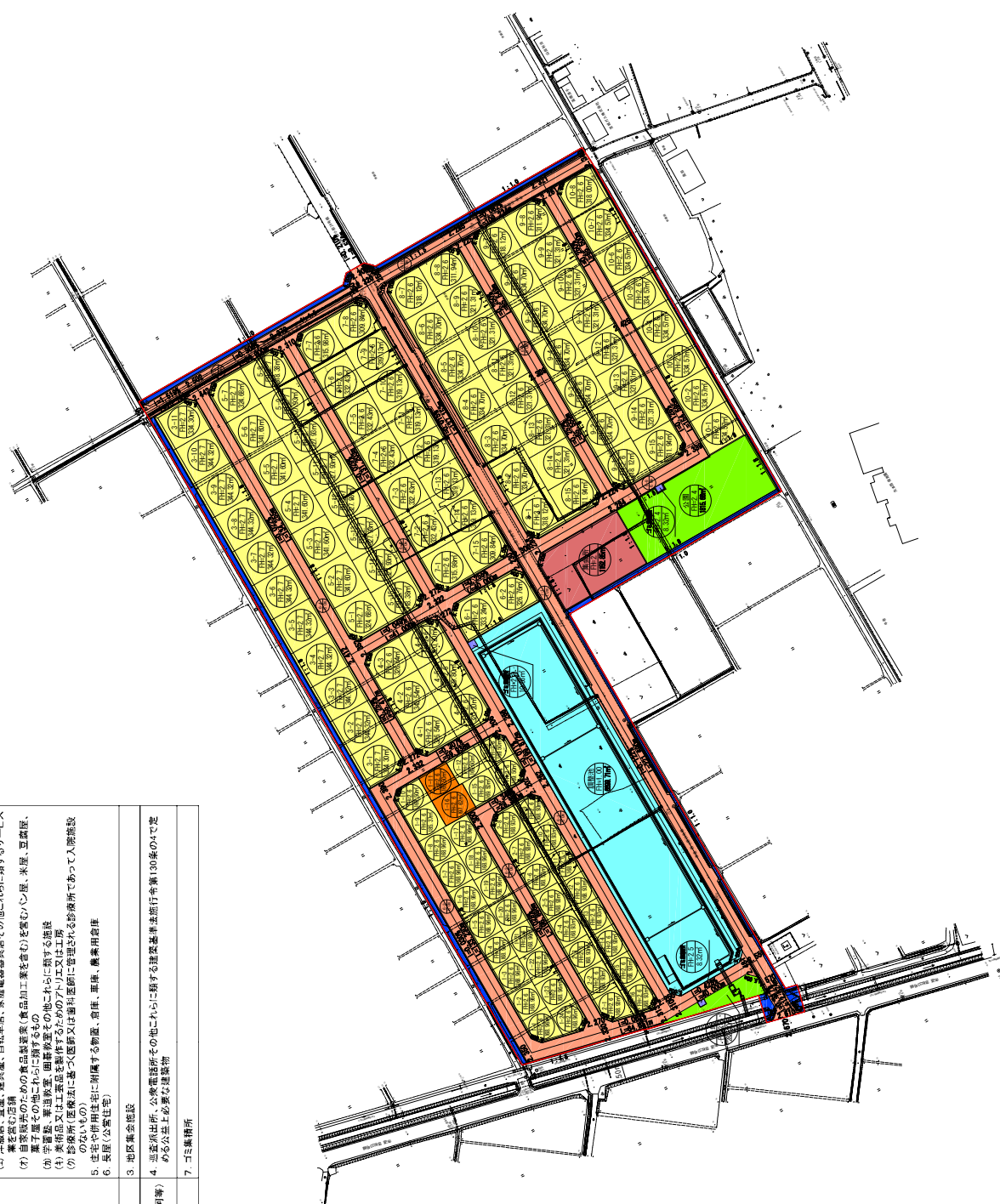
2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画図



凡例
施行地区区域界
区画街路
住宅地
住宅地(長屋)
調整池
水路
公園(四阿等) 緑地
集会所用地
ゴミ集積所

住宅地(長屋)	集会所
<p>予定建築物の用途(別紙2)</p> <p>1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式(ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る)のもの                  2. 下町の(ア)~(イ)の用途の併用住宅で、坪単価の1/2以上を居住の用に供し、かつ、坪単価部分の底面積が50㎡以下のもの                  (ア)事務所、(イ)事務所兼自動車、乗務員専用自動車その他これらに類する自動車                  のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く                  (ウ)日用品の取扱いを主たる目的とする店舗又は兼業として喫茶店                  (エ)喫茶店、美容院、クレーンゲーム取次店、買衣店、買衣店、買衣店その他これらに類するもの                  (オ)美容室、理髪店、花屋、花店、自販店、茶屋、茶屋、茶屋その他これらに類するもの                  (カ)自家製食品のための食品製造業(食品加工業を含む)を営む心屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの                  (キ)学習塾、筆道教室、囲碁教室その他これらに類する施設                  (ク)美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房                  (ケ)事務所(座席数に基づき医師又は歯科医師に管理される診療所であって入居施設の公営住宅を除く)に附属する物産、倉庫、車庫、車庫、農業用倉庫                  3. 長屋(公営住宅)</p>	<p>3. 地区集会施設</p> <p>4. 運営委託所、公衆施設所その他これらに類する建築物(歩行者専用130条の4で定める公営上必要な建築物)</p>
<p>公園(緑地(四阿等))</p>	<p>ゴミ集積所</p>



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子抓6番、 字別当19番1、字関下37番1 計3筆
	2 開発区域の面積	45,434.32 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大塩字五台23-2 株式会社 木村土建
	5 工事着手予定年月日	平成 24年 12月 10日
	6 工事完了予定年月日	平成 27年 3月 31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設 計 者	株式会社オオバ 震災復興事業本部 中村 洋
住 所	宮城県石巻市清水町 1-1-2
T E L	0225-93-1951
F A X	0225-93-1961

(別 紙)

■ 予定建築物等の用途について

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式(ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る)のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - (ア) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)
  - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
  - (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋、その他これに類するサービス業を営む店舗
  - (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (オ) 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
  - (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
  - (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
  - (ク) 診療所(医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの)
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋(公営住宅)
7. ゴミ集積所



様式第5号 (第4条関係)

設計説明書 (その1)

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子爪6番、字別当19番1、字関下37番1 計3筆						
設計の方針	防災集団移転促進事業に伴う戸建住宅団地の造成。 地質調査結果に基づき、宅盤は不等沈下が生じないように施し、所定の地耐力を確保する。 雨水排水は、流末に設けた貯留施設に導水し、所定の比流量にて放流する。 汚水排水は、公共下水道に接続する。						
地域地区等	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域		用途地域等		無指定	
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域					
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域						
宅地造成工事規制区域	内		外		その他		
工区区分	工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	計	
	地名及び地番						
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
開発区域の土地の現状別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	割合	%	%	%	%	%	%
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計	
土地利用計画	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	割合	%	%	%	%	%	%
	区画数	最大区画面積	最小区画面積	区画の平均面積			
	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	74	359.36	204.99	287.22			
上水道施設	イ 公営水道 ロ ハニ 簡易水道 ハニ 専用水道 その他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 水 の 槽 他 ロ ハニ	計画戸数	戸建	共同	計
					74	0	74
				計画人口	254 人	人口密度	56 人/ha

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的(宅地分譲、建売住宅分譲、社員住宅用地等)、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

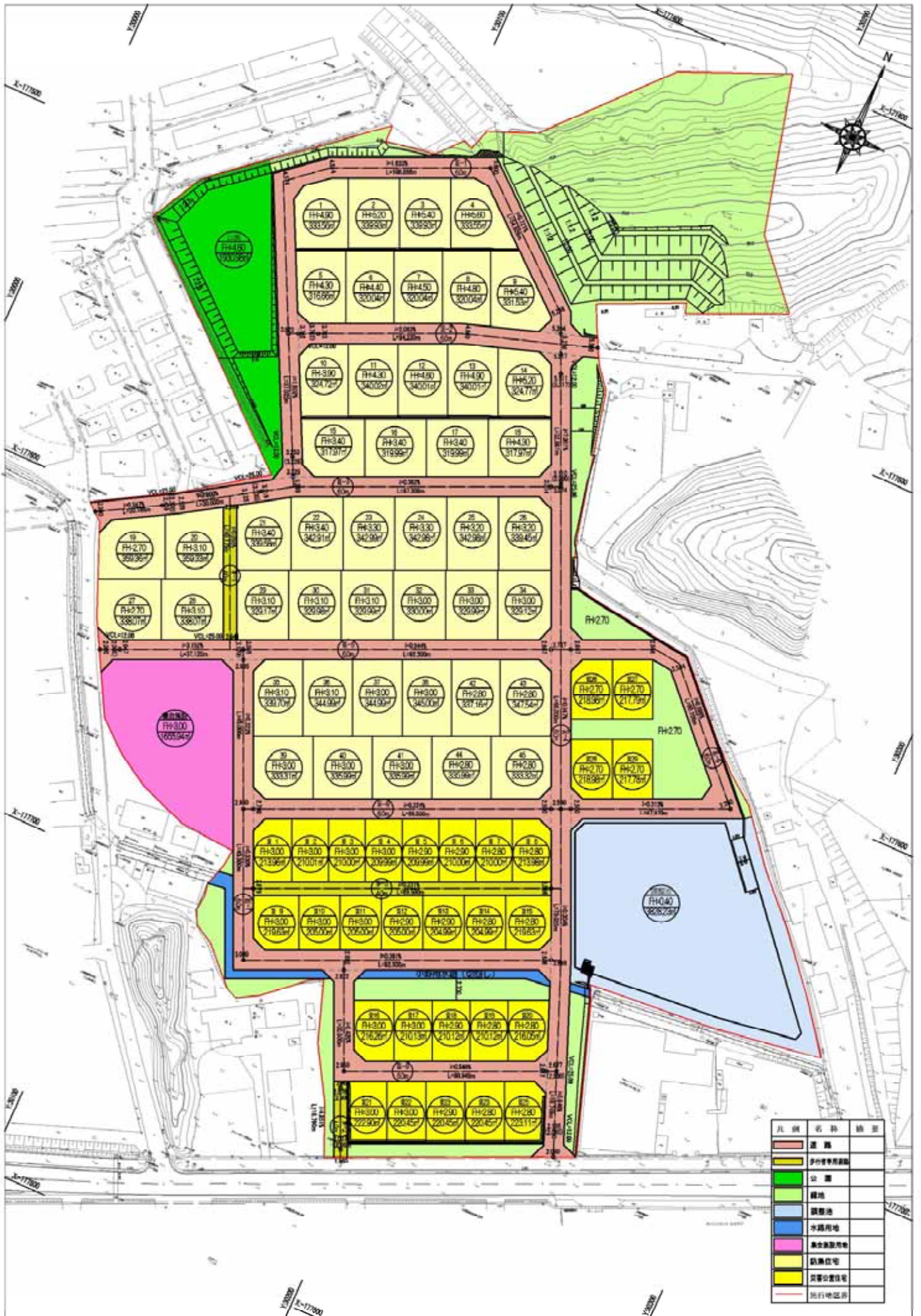
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道 路	区-1~9	6.0m	1,302.7m	8,083.21m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
〃	歩-1~3	4.0m	152.4m	609.73m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
下水道	—	Vu φ 150	1,340.6m	—	東松島市	無し	申請者
用排水路	W-1	2.5m	143.6m	324.44m <sup>2</sup>	鳴瀬土地改良区	帰属	申請者
上水道	—	φ 75 φ 100	1050.1m 352.6m	—	石巻地方広域 水道企業団	無し	申請者
消火栓	—	2基	—	—	東松島市	無し	申請者
貯水槽	—	1基	—	—	東松島市	無し	申請者
公 園	—	—	—	1,930.98m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
造成緑地	—	—	—	4,501.64m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	1,655.94m <sup>2</sup>	東松島市	1箇所
調整池	3,828.23m <sup>2</sup>	東松島市	1箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山 6 番 2、西権助 2 番 2、菖蒲田 38 番 2、田表 40 番 2、40 番 4
	2 開発区域の面積	27,791.65 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山6番2、西権助2番2、菖蒲田38番2、田表40番2、40番4								
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、他事業で敷設する排水施設に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。								
地域	イ 市街化区域	ⓐ 市街化調整区域		用途地域等	無指定				
地	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区	宅地造成工事	内		その他					
等	規制区域	ⓑ							
工区区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割 合	%	%	%	%	%	%		
土地の現状	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割 合	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割 合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	住宅	22	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	集会所	1	647.35	647.35	647.35	647.35			
上水道施設	イ 公営水道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
	ロ 簡易水道		ロ 貯 水 槽		22戸	0戸	22戸		
	ハ 専用水道		ハ そ の 他	計画人口	94 人	人口密度	34 人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-5	6.0m	887 m	10,420.19 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	553 m		東松島市		申請者
上水道		DIP φ 75	618 m	石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者	
		DIP φ 100	160 m				
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				1,522.92 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
緑地				1,805.92 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者

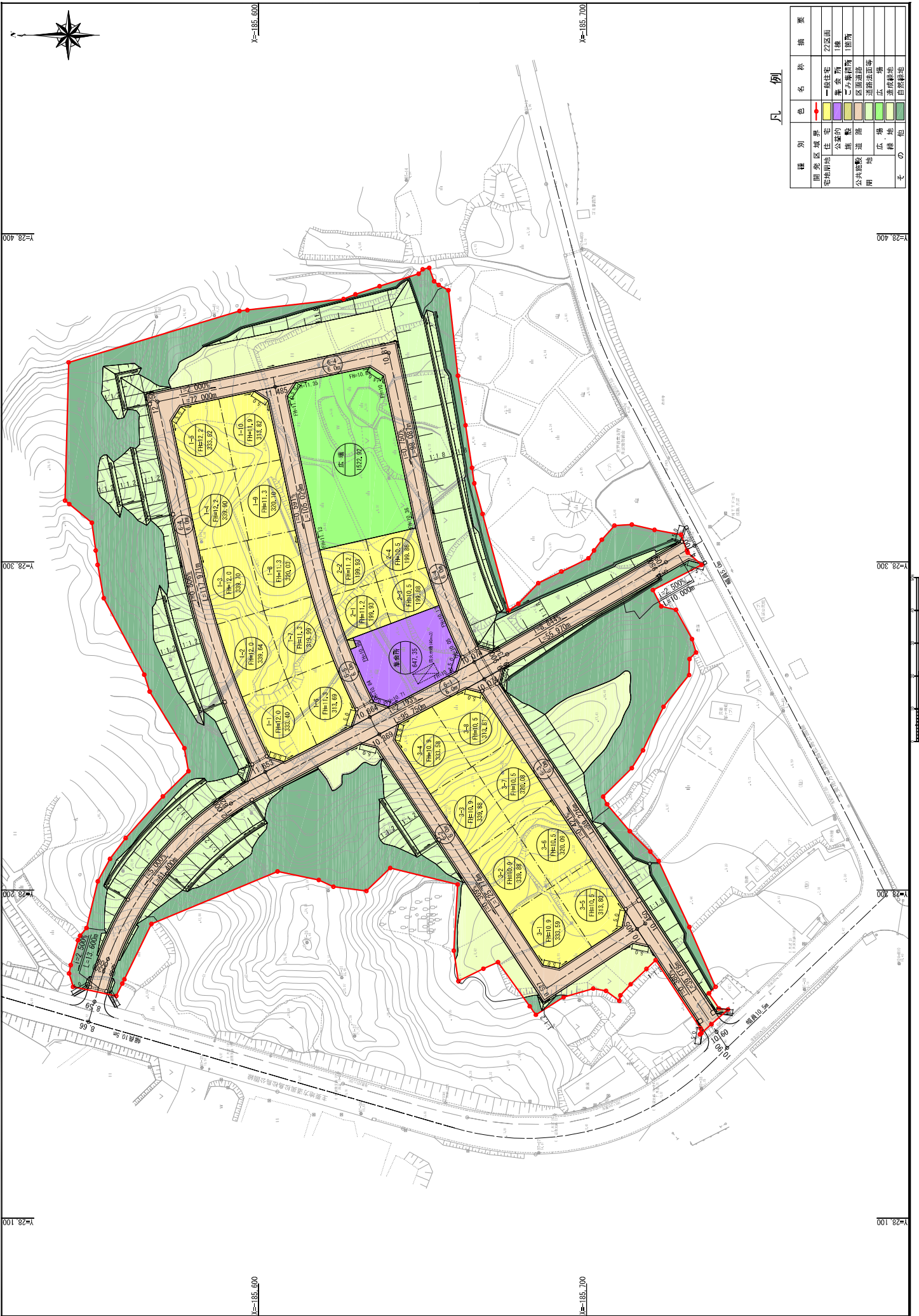
### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	647.35 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。





凡例

種別	名称	色	摘要
開業区域	住宅	赤	22区画
宅地	一般住宅	黄	1棟
	公共的	紫	
公共施設	遊樂	黄	区画道路
	遊樂	黄	遊樂施設等
	広場	黄	広場
	緑地	黄	造成緑地
	緑地	黄	自然緑地
その他			



**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・ 2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋 7 番、8 番 3、土手下 28 番 3、西大浜田 14 番、22 番 2
	2 開発区域の面積	30,748.17 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 汚水処理施設の建屋
8. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
9. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋7番、8番3、土手下28番3、西大浜田14番、22番2								
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、調整池を経由し既存排水路に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。								
地域	イ 市街化区域 <input checked="" type="radio"/> 市街化調整区域	用途地域等		無指定					
地区	ハ 非線引き都市計画区域 <input type="radio"/> 準都市計画区域								
区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
工区区分	宅地造成工事	内 <input checked="" type="radio"/> 外		その他					
	規制区域								
工区区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	%	%		
土地の現状	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割合	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	住宅	15	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
	集会所	1	297.44	297.44			297.44		
上水道施設	イ 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用その他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
					15戸	0戸	15戸		
	計画人口	55 人		人口密度	18 人/ha				

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-3	6.0m	821 m	11,780.95 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	401 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	324 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	271 m				
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				329.16 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
緑地				2,713.96 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	297.44 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
污水处理施設	191.31 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
調整池	3,744.20 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
通路4-1	162.02 m <sup>2</sup>	東松島市	L=30m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・ 2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆
	2 開発区域の面積	27,814.79 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙2のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成25年 2月 5日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

別紙 1

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市宮戸字大柿 4 番 4

東松島市宮戸字堂ノ上 11 番 2

東松島市宮戸字鹿島 3 番 1、11 番 5、26 番 2、3 番 1 地先 道一部

東松島市宮戸字小室 14 番 2、12 番 4 地先 道一部

計6筆

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所



様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆							
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、東側既存排水施設に接続放流する。 土質はシルト岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。							
地域	イ 市街化区域	<input checked="" type="radio"/> 市街化調整区域				用途地域等	無指定		
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域					その他			
宅地造成工事規制区域	内 <input checked="" type="radio"/> 外								
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	割合	%	%	%	%	%	%	%	
土地所有者の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割合	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積			最小区画面積			区画の平均面積	
	住宅区画	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
	22	330.00			193.21			232.81	
集会所	330.00			330.00			330.00		
上水道施設	イ 公 営 水 道 ロ 簡 易 水 道 ハ 専 用 水 道 ニ そ の 他	防水利施設	イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計画戸数	戸 建	共 同	計		
					22戸	0戸	22戸		
	計画人口	63 人		人口密度	23 人/ha				

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7.0m	405 m	9,185.77㎡	東松島市	東松島市	申請者
	6-1～6-2	6.0m	340 m		東松島市	東松島市	申請者
汚水排水		VU φ 150	450 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	415 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	286 m				申請者
防火水槽		1箇所			東松島市	なし	申請者
広場				936.63 ㎡	東松島市	東松島市	申請者
緑地				8,601.06 ㎡	東松島市	東松島市	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	330.00 ㎡	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 ㎡	東松島市	1 箇所
通路	165.94㎡	東松島市	2 路線、L=42m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 仙台市青葉区本町3丁目4番18号 氏名 セキスイハイム東北株式会社 代表取締役社長 山下 昌宏 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小松字沢田前 2番、4番1、5番1 45番1、46番1、47番、48番、49番、50番 51番、2番地先水路一部
	2 開発区域の面積	9997.56 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	戸建住宅、ゴミ集積所
	4 工事施行者住所氏名	東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井工業株式会社 代表取締役坪井晴雅
	5 工事着手予定年月日	平成26年 8月20日
	6 工事完了予定年月日	平成28年 3月 4日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に 供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。  
3 ※印のある欄は記載しないこと。  
4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。  
5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

担 当	セキスイハイム東北株式会社 震災復興推進室 担当：田中
住 所	仙台市青葉区本町3丁目4番18号
T E L	022-264-0225
F A X	022-264-0261

担 当	株式会社アーバンアシスト 担当：佐藤、佐々木、武田
住 所	仙台市泉区松森字台87番地の10
T E L	022-346-8288
F A X	022-372-6577

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小松字沢田前 2番、4番1、5番1、45番1、46番1、47番、48番、49番、50番、51番、 2番地先水路一部								
設計の方針	災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は道路側溝より地区外排水路へ放流する。 造成計画は全面盛土造成の宅地整備を行う。 污水排水は開発道路内に污水本管を整備し、農村整備集落事業污水本管へ放流する。								
地域地区等	イ 市街化区域	☑ 市街化調整区域		用途地域等					
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
宅地造成工事等	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
	規制区域	内 ・ ☒		その他					
工区区分	区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
面積	積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割	—							
開発区域の土地の現状	地目別	目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	割合	%	%	%	%	%	%		
	所有者別	自己所有	買取予定	他人所有	その他	計			
面積	積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設(ゴミ)	道路	公園	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	割合	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	区画	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用 ④ その他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ☑ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計画戸数	戸 建	共 同	計		
				44	—	—			
				計画人口	176 人	人口密度 176 人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設計説明書（その２）

### 公共施設の整備計画

種類	番号	概要			管理予定者	用地の帰属	費用負担の状況
		幅員	延長	面積			
		m	m	m <sup>2</sup>			
道路		6.0m	315.1	1947.79	東松島市	東松島市	申請者
公園		1箇所		302.20	東松島市	東松島市	申請者
防火水槽		1基	40 m <sup>3</sup>		東松島市	無	申請者
汚水排水施設		VU φ 150	289.8		東松島市	無	申請者
給水施設		DIP φ 75	114.0		石巻地方広域 水道企業団	無	申請者
		PP φ 50	195.0				

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
	m <sup>2</sup>		
ごみ集積所	11.31	東松島市	開発工事にて施工

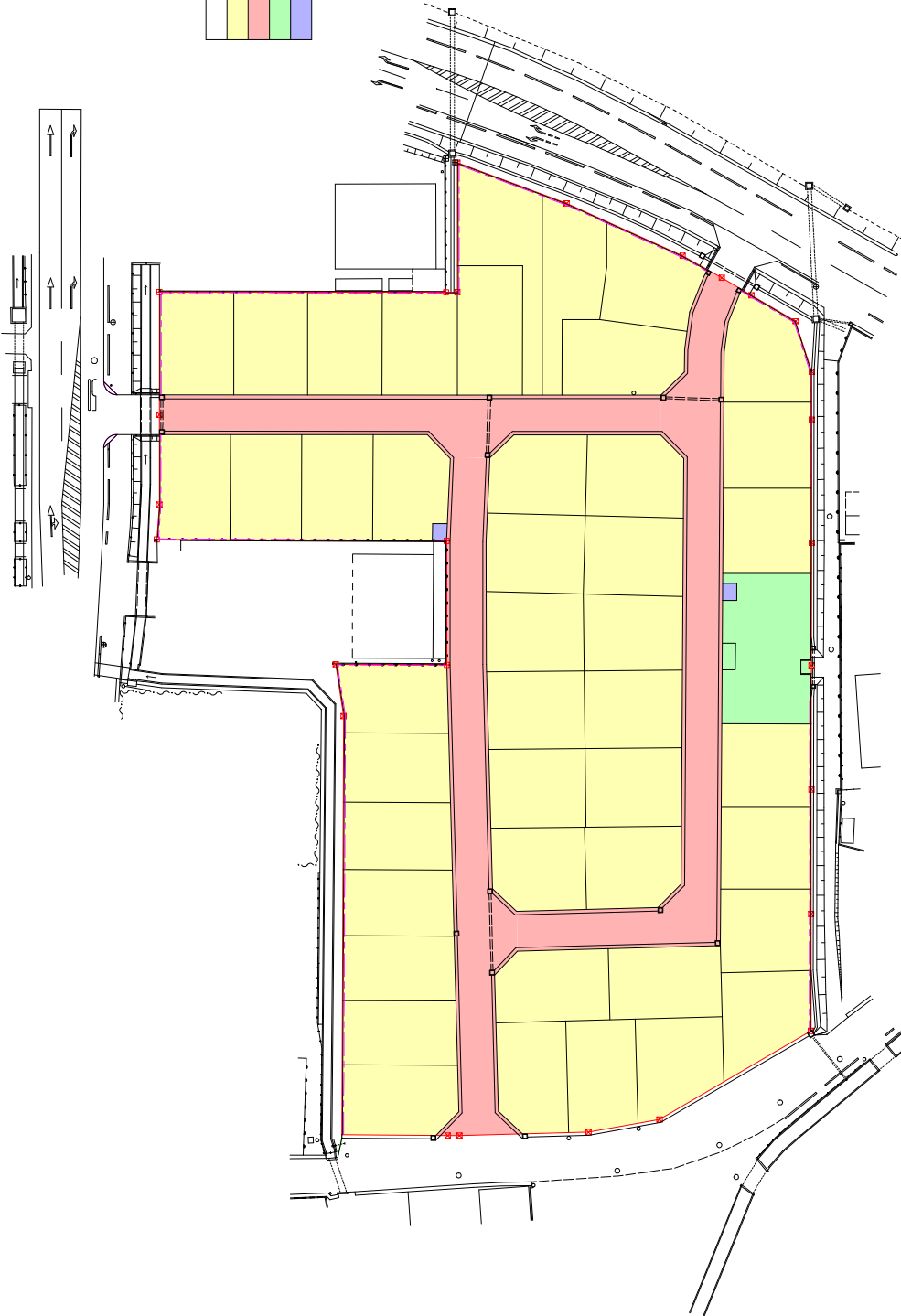
- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。  
 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画平面図

S=1:500



名称	宅地	6m道路	公園	ごみ集積所



— : 開発行為区域

(小松沢田前地区)			
工事名	(仮称) 東松島市買収災害公営住宅造成工事	地内	
工事場所	東松島市小松字沢田前2	他	
図面名称	土地利用計画平面図		
設計者	宮城県土地造成工事設計資格者 小山洋典	登録番号	第780号
年月日	2016年6月7日	縮尺	S=1:500
		番号	5
株式会社 アーバンアシスト			

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 仙台市青葉区本町二丁目16番10号 氏名 積水ハウス株式会社 仙台シャーメゾン支店 支店長 川村 英史 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市赤井字南一156番1 ほか48筆 (別紙参照)
	2 開発区域の面積	40,162.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	一戸建て住宅、共同住宅、集会場
	4 工事施行者住所氏名	仙台市青葉区二日町16番15号 株式会社大本組東北支店
	5 工事着手予定年月日	平成25年11月20日
	6 工事完了予定年月日	平成27年7月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。



別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市赤井字南一	156番1	156番2	156番3	158番
	159番1	159番5	159番8	169番1
	170番	171番	172番	174番
	175番1	175番2	188番	189番
	190番	191番	192番	193番
	194番	195番	196番1	196番4
	197番1	209番1	210番	211番
	212番	213番	214番	215番
	216番	217番2(一部)	227番	228番
	229番	230番	231番	232番
	233番	234番1	234番5	244番3
	245番1	246番	247番	248番
	249番	159番8地先道一部	209番1地先道一部	158番地先水一部
	156番1地先水一部	188番地先水一部	229番地先水一部	

計49筆

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市赤井字南一 156番1 156番2 156番3 158番 159番1 159番5 159番8 169番1 170番 171番 172番 174番 175番1 175番2 188番 189番 190番 191番 192番 193番 194番 195番 196番1 196番4 197番1 209番1 210番 211番 212番 213番 214番 215番 216番 217番2（一部） 227番 228番 229番 230番 231番 232番 233番 234番1 234番5 244番3 245番1 246番 247番 248番 249番 159番8地先道一部 209番1地先道一部 156番1地先水一部 158番地先水一部 188番地先水一部 229番地先水一部							
設計の方針		災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調整し、既設排水路を經由して赤井堀に放流する。 土質は、表層部は有機質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りを行い、盛土は購入土に対応する。							
地域地区等	イ 市街化区域	ⓐ 市街化調整区域		用途地域等					
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域									
工区分	宅地造成工事規制区域	内 Ⓧ		その他					
	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
面積	地名及び地番	該当なし							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
開発区域の土地の現状	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	割合	%	%	%	%	%	%		
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
面積	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	割合	%	%	%	%	%	%	%	%
区画設計計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
		一戸建て住宅	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	共同住宅	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	集会場	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
上水道施設	① 公営水道	消 防	① 消 火 栓	計 画 戸 数	一 戸 建 て	共 同	計		
					② 貯 水 槽	70戸	15戸	85戸	
	③ 簡易水道	水 利 施 設	ハ その他	計画人口	247人	人口密度	61.75人/ha		
	④ 専用水道								
⑤ その他									

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	区9.5-1 ～9.5-2	9.5m	731.0m	6,987.29㎡	東松島市	有	申請者
道路	区6-1 ～区6-5	6.0m	549.2m	3,462.16㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩4-1 ～歩4-4	4.0m	93.9m	375.71㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩2.5-1	2.5m	21.6m	54.13㎡	東松島市	有	申請者
水路	水4-1 ～水4-3	4.0m	87.1m	348.56㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
水路	水2-1 ～水2-3	2.0m	730.6m	1,544.95㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
公園		1箇所		1,540.00㎡	東松島市	有	申請者
防災調整池		1箇所		7,390.65㎡	東松島市	有	申請者
耐震性貯水槽40t		1基	1基		東松島市	有	申請者
消火栓		1基	1基		東松島市	有	申請者
給水施設		φ 50	286.9m		石巻地方 広域水道企業団	有	申請者
		φ 75	690.6m				
		φ 100	199.3m				
		φ 150	144.8m				
雨水排水施設 (調整池流入管、放流管)		□400×400	6.0m		東松島市	有	申請者
		□500×500	5.4m				
下水道施設		φ 1000	22.5m		東松島市	有	申請者
		φ 150	1,056.2m				
用排水施設		□600×600	81.4m		東松島市	有	申請者
		HP φ 300	59.1m				
		VU φ 300	35.2m				

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会場	985.38㎡	東松島市	1箇所
ごみ集積所	40.00㎡	東松島市	5箇所 (8.00㎡/箇所)

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

